

益田市自転車活用推進委員会規約（案）について

このことについて、下記の通り事務局案を提案させていただきます。

益田市自転車活用推進委員会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、益田市自転車活用推進委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、益田市が目指す「自転車によるまちづくり」の実現に向け、益田市自転車活用推進計画に基づく施策その他必要な事項について調査及び審議し、並びに提言すること。

（役員）

第3条 委員会に、次の役員を置く。

（1）委員長 1人

（2）副委員長 1人

2 委員長は委員の互選により選任する。

3 副委員長は委員の中から委員長が指名する。

4 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

5 選任された役員が任期中に異動等でその構成団体の職務を離れたときは、その職務の後任者が役員に指名されたものとする。ただし、その任期は前任者の残留期間とする。

（役員の職務）

第4条 役員は、次の職務を行う。

（1）委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

（2）副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という）は、必要に応じて委員長が招集し、議長を務める。

- 2 委員は委員会の目的達成のために必要な事項についての調査・審議・提言する。
- 3 会議は、会員の2分の1以上の出席で成立するものとする。ただし、会議を開催することが困難なとき、又は委員長が必要と認めるときは、書面で各委員の意見を聴き会議の議決に代えることができるものとする。
- 4 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(委員長の専決処分)

第6条 委員長は、会議を招集して審議する時間的余裕がないとき及び軽易な事項について、これを専決することができる。

(オブザーバー)

第7条 委員長は、必要に応じて意見を求めるためオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、委員長が選任する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、産業経済部観光交流課に事務局を置いてこれを処理する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規約は、令和4年1月28日から施行する。

以上。